平成２６年（フ）第５６０３号
大阪府東大阪市東石切町１丁目２番40号
破産者　山崎　秀生
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４５６号
大阪府八尾市南久宝寺２丁目６番地、前住所大阪府八尾市光町２丁目39番地1202号
破産者　稲井　　透
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５４１号
大阪市生野区中川１－１－17、住民票上の住所大阪市住吉区大領３丁目２番５号
破産者　西川　　誠
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８２号
茨城県坂東市借宿213番地５
破産者　霜田　正実
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１５０号
神奈川県鎌倉市台２丁目５番12号　ヴィラ鎌倉台203
破産者　齊木　眞弓
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６８号
福井県あわら市田中々第４号27番地２
破産者　中澤　昭次
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４０６号
愛知県春日井市岩成台10丁目16番地16、開始決定時の住所愛知県知立市内幸町平田28番地６
破産者　お酒の現金屋こと　鈴木　暢朗
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４４号
広島県福山市芦田町大字上有地2997番地
破産者　木村　圭子
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第３６号
熊本県八代市田中西町18―17、住民票上の住所神奈川県川崎市宮前区宮崎２丁目12番地１宮崎台プラザビル410
破産者　江上　雅彦
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第４６２号
大阪府泉南郡熊取町若葉１丁目７番20号、前住所大阪府泉南郡熊取町自由が丘２丁目24番８号
破産者　中西　嘉彦
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４６３号
大阪府泉南郡熊取町自由が丘２丁目24番８号
破産者　中西　嘉雄
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
奈良県北葛城郡広陵町大字疋相255番地31、前住所宮城県気仙沼市岩月星谷２－２　気仙沼防集大成宿舎Ｇ棟１－14　管理人渡辺守方
破産者　ネットワーク建設工業こと　松崎　照己
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１３１７号
札幌市中央区北７条西12丁目13番地９　トーワ北７条903号
破産者　高橋　昭憲
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４２号
札幌市中央区南８条西１丁目13番地11　ハイツプラザ81―503号
破産者　石倉有希子
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７号
埼玉県東松山市松葉町１丁目15番２号、旧住所埼玉県坂戸市仲町９番11号　サンライト坂戸仲町505号
破産者　長谷川昌子（旧姓内山）
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第６２９号
静岡市清水区草薙1147番地の21
破産者　杉山　敦美
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６３６号
静岡県藤枝市時ケ谷372番地の16、旧住所静岡県島田市旭３丁目１番３号
破産者　栗田　佳枝
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部